

滞納整理システム機器賃貸借及び運用保守委託業務のプロポーザルに関する質問・回答

質問項目	質問内容	回 答
仕様書 2頁 第1章 基本事項 2-(6)	「当機構が指定する場所へのクラウド運用型の導入」とありますが、仕様書の要件を充足する場所であれば、「提案者が提案する場所へのクラウド運用型の導入」でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
仕様書 2頁 第1章 基本事項 4. システム構成	クライアント、プリンタ等のハードウェア機器の調達については、本調達には含まれないという認識で問題ないでしょうか。	その認識で問題ありません。 なお、クライアントについては、システム導入とは別途に調達の相談をさせていただく予定です。
仕様書 3頁 第2章 移管データの取り込み	現行システムからのデータ移行は不要という認識で問題ないでしょうか。	現行システムからのデータ移行は行いませんが、市町村から提出されたデータの取り込みは必要となります。
仕様書 3頁 第2章 移管データの取り込み 3-(3)	法人住民税の場合、確定申告日や法人住民税および法人税の修正申告日、更正通知日、決定通知日、指定納期限、延長後申告期限など延滞金計算に必要な日付がございますが、滞納情報に含まれているという認識で問題ないでしょうか。	問題ありません。 ただし、移管元の市町村により管理が異なりますので、データ取り込みに必要な仕様書（レイアウト）に基づいて、移管元のベンダーと抽出可能かどうかの協議が必要な場合があります。
仕様書 4頁 第3章 セキュリティ 1-(2)	クライアントにインストールするウイルス対策ソフトは、本調達には含まれないという認識で問題ないでしょうか。	問題ありません。 推奨ソフトなどがございましたら、プレゼンテーション内もしくは提出資料にてご紹介いただくと、別途検討します。

令和2年10月14日

安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構